

---

プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **開示に関する取組み（重要性-IASB 公開草案「IFRS 実務記述書  
- 財務諸表への重要性の適用」）**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月の ASAF 会議で議論が予定されている重要性に関する実務記述書について、2015 年 10 月に IASB から公表された公開草案「IFRS 実務記述書-財務諸表への重要性の適用」（以下「本 ED」という。）の概要をご説明させて頂くとともに、ASAF 会議における発言（案）についてご意見を頂くことを目的としている。なお、本資料は第 35 回 ASAF 対応専門委員会（2015 年 11 月 16 日）及び第 324 回企業会計基準委員会（2015 年 11 月 20 日）で頂いたご意見を踏まえて修正したものである。
2. 本 ED は 2015 年 10 月 28 日に公表されており、コメント期間は 120 日（コメント期限：2016 年 2 月 26 日）である。なお、本 ED に対するコメント対応については、今後 ASAF 対応専門委員会で審議する事を予定している。
3. 今回の ASAF 会議では、以下の議論を目的としている。
  - ・ 本 ED に対する ASAF メンバーの感想
  - ・ ASAF メンバーが、それぞれの地域に実務記述書を導入する計画があるか。ある場合は、どのような導入計画か。

## II. 本 ED の背景

### 重要性に関するプロジェクトに着手した背景

4. IASB は、2013 年 1 月の財務報告開示に関する討議フォーラム及び関連したアンケート調査、2014 年に公表した公開草案「開示に関する取組み-IAS 第 1 号の修正案」に対するコメントなどを通じて、財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用することが実務上困難とされていることを認識した。また、一部の関係者から、重要性の概念の適用の困難性が財務諸表に目的適格的ではない（すなわち重要性のない）情報が多く開示されたり、重要性のある情報が省略されたりする結果となっている可能性があり、原因の 1 つとして、IFRS における重要性に関するガイダンスの欠如（特に財務諸表注記における開示にどのように適用すべきかに関して）があるという旨が指摘された。

5. こうしたフィードバックを踏まえ、IASB は、追加的なガイダンスを提供する目的で重要性に関するプロジェクトに取り組むことを決定した。IASB スタッフは、IASB の決定を踏まえ、2014 年中にアウトリーチを実施し、多くの関係者との協議を行った。なお、IASB は、重要性に関連して、本 ED の公表のほか、次の取り組みを行っている。
- (1) 現在のIFRSの重要性の定義<sup>1</sup>を、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及び財務報告に関する概念フレームワークの間で整合させるよう変更すること。なお、2016 年第 1 四半期に公表を予定している開示原則に関するディスカッション・ペーパー（以下「開示原則DP」という。）には、現行の重要性の概念を概ね維持するとした根拠を記述したうえで、これについてフィードバックを求める予定である。
  - (2) 重要性の主要な特性を明確化するパラグラフをIAS第 1 号に挿入<sup>2</sup>するとともに、開示原則DPにおける議論にも含めること。
  - (3) 現行基準における開示要求及び目的について、今後、開示イニシアティブの一環において、レビューを行うこと。

### 実務記述書の形式によるガイダンスの公表

6. 本 ED は、経営者が財務諸表を作成する際に重要性の概念の適用において判断を行う助けになることを目的としたガイダンスを示している。また、本 ED は、基準における強制力のあるガイダンスではなく、強制力のない（non-mandatory）ガイダンスとなる実務記述書（Practice Statement）の形式で公表されている。IFRS を適用する企業は、各国における当局がこれに従うことを別途要求しない限り、本 ED が提案している実務記述書に準拠することは要求されない。
7. IASB が、本 ED の公表にあたって、基準における強制力のあるガイダンスとして公表しなかった理由としては、次の様な点が説明されている。
- (1) 一部の法域には重要性に関する法律上又は規制上の要求事項があるため、強制力のあるガイダンスを公表した場合、各国における法的枠組みとの矛盾を生じさせるという懸念が示されたこと。
  - (2) 強制力のあるガイダンスを公表した場合、重要性の適用において、却って経営者による判断の行使を阻害することになってしまう可能性があること。
8. 他方、実務記述書の形式は、教育文書（Education Material）の形式と比較して、次の理由で望ましいと考えられた旨が説明されている。
- (1) 実務記述書によって公表する場合、公開協議を含む完全なデュー・プロセス<sup>3</sup>が

<sup>1</sup> IASB は 2015 年 4 月のボード会議で、現行の記述である“could”を維持する暫定決定をしている。

<sup>2</sup> 2014 年 12 月に公表された IAS 第 1 号の修正に反映。

<sup>3</sup> デュー・プロセス・ハンドブック 第 6.39 項において、次の記述がされている。

要求されること。

- (2) IFRS の製本版の基準集 (Bound Volume) の一部となるため、教育文書よりもアクセスしやすく、かつ公式な文書となること。

### 本 ED が提案するガイダンス

9. 本 ED は、経営者が IFRS に従って作成する財務諸表に対して、現行の概念フレームワーク、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号で定義されている重要性の概念を基礎として、これを適用する際の助けとするためのガイダンスの提供を目的にしている。
10. 本実務記述書では、次の 3 つの主要な領域に関するガイダンスを提供している。
- (1) 重要性の特性
  - (2) 財務諸表における情報の表示及び開示に関する決定を行う際の重要性の概念の適用方法
  - (3) 情報の脱漏及び誤表示が財務諸表にとって重要性があるのかどうかを評価する方法
11. 情報に重要性があるのかどうかは、判断の問題であり、個々の企業の関係する事実関係及び状況に依存する。本 ED で提案されている実務記述書は、財務諸表を作成する際に重要性に関する判断を行うための考慮事項の完全なリストの提供は目的としていない。

## III. 本 ED の概要

### 本実務記述書の目的及び範囲について

12. 本実務記述書は、経営者が IFRS に準拠して一般目的財務諸表を作成するにあたって重要性の概念を適用する際に助けになることが目的とされている。また、経営者によるコメントやリスク報告書に開示される情報のうち、相互参照によって一般目的財務諸表に含められる情報も対象とする。

### 重要性の一般的な特性

13. 重要性は、財務報告目的だけではなくそれ以外の目的（法的契約など）にも使用される一般的な概念である。しかし、IFRS は、経営者が IFRS に準拠して一般目的財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用する助けとするために、定義を含めている。

---

実務ガイダンスは、IASB が作成した強制力のないガイダンスであり、通常、基準が扱っていないトピックに関するもの（例えば、経営者による説明に関するガイダンス）である。IASB は、それにより財務報告の改善となると考える場合には、実務ガイダンスを作成することができる。IASB は、文書の書面投票も含めて、基準の開発に用いるのと同じ手続に従う。

**(IFRS における重要性の定義)**

14. IFRS では、概念フレームワークにおいて重要性を次のように定義している (IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号にも同様の定義がある)。また、重要性の定義における「影響する可能性がある (could influence)」という語句は、IAS 第 1 号で明確化されている。

概念フレームワーク QC11 項

**重要性**

情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある (could influence decisions) 場合には、重要性がある。 言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ (又はその両方) に基づくものである。したがって、当審議会は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない。

IAS 第 1 号第 7 項

重要性がある 項目の脱漏又は誤表示は、利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、単独で又は総体として影響を与える場合には、重要性がある。重要性は、それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る。

脱漏や誤表示が利用者の経済的意思決定に影響を及ぼし、それゆえに重要性があるかどうかを評価するには、当該利用者の特徴を考慮しなければならない。「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は第 25 項で、「利用者は事業、経済的活動及び会計について妥当な知識を持ち合わせており、合理的な勤勉さをもって情報を研究しようとする意欲を有していると想定される」と述べている。したがって、評価については、当該属性を有する利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受け得るか (could reasonably be expected to be influenced in making economic decisions) を考慮する必要がある。

**(財務諸表の主要な利用者とその意思決定)**

15. 現行の概念フレームワーク及び会計基準における重要性の定義では、一般目的財務諸表の「利用者」が行う意思決定に言及がされている。財務諸表の主要な利用者については、概念フレームワークで説明がされている。情報が主要な利用者にとって有用か否かを識別する方法には、次の事項が含まれ得る。

- (1) 利用者による期待を考慮すること。
- (2) 経営者がどのような意思決定を行おうとしているのかや、経営者が財務情報の利用者であったならば同様の状況においてどのような情報を望むのかを考

慮すること。

- (3) 情報に対する利用者又は市場による反応を観察すること。
- (4) 同じ業界で営業している企業が提供している情報の種類を観察すること。

#### **(重要性の定性的評価と定量的評価、情報の個別での評価と総体としての評価)**

- 16. 情報に重要性があるのかどうかの評価は、規模と性質によるほか、企業の置かれている状況において判断される。したがって、重要性の適用には、定量的要因だけでなく、定性的要因の評価も伴う。
- 17. また、情報に重要性があるかないかの評価は、個別と総体の双方で行うべきである。たとえ情報が個別には重要でないと判断される場合であっても、他の情報と一緒に考慮した場合には重要性があるかもしれない。

### **財務諸表の表示及び開示**

#### **(重要性を評価する文脈)**

- 18. 情報に重要性があるかないかの判断は、一般目的財務諸表の目的の文脈で、かつ、注記も含めた完全な1組の財務諸表の観点から判断されるべきである。また、経営者は、ある情報を財務諸表に含めるべきか否かを決定するためだけではなく、当該財務諸表において情報をどのように表示又は開示すべきかを検討する際にも重要性の概念を適用すべきである。
- 19. 経営者は、情報に重要性があるのかどうかの評価を、次のような異なる文脈の中でも行うべきである。
  - (1) 情報を基本財務諸表<sup>4</sup>において区分表示すべきかどうか、また、どのように区分表示すべきか。
  - (2) 情報を注記に記載すべきかどうか、また、どのように記載すべきか。
  - (3) 上記(1)又は(2)の評価が、完全な1組の財務諸表をレビューした後に変化するかどうか。

#### **(重要ではない情報)**

- 20. IFRS は、企業に重要でない情報(immaterial information)を開示することを禁止していない。しかし、IFRS は重要ではない情報の開示によって重要な情報が覆い隠される(obscurer)結果となるかどうかを考慮することを要求している。なお、場合によっては、ある事項が企業にとって重要でない旨に関する事実を開示することが財務諸表利用者の助けとなる可能性がある。

#### **(情報の集約と分解)**

---

<sup>4</sup> 「基本財務諸表」という用語は、開示原則プロジェクトの一環として定義される予定である。本実務記述書の目的上は、基本財務諸表は注記を除いた財務諸表で構成されている。

21. 基本財務諸表における表示項目が個別に重要性がない場合、さらに分解表示を行う必要はないほか、たとえ IFRS が区分表示を定めている場合であっても、他の関連した項目又は類似した項目と集約することができる。しかし、基本財務諸表において区分表示を行う程の重要性のない項目についても、注記では区分して開示することが必要であるかもしれない。

**(基本財務諸表と注記)**

22. 基本財務諸表は、企業の認識された資産、負債、持分、収益及び費用、キャッシュ・フロー並びに持分請求権保有者からの抛却又は分配について、体系だった要約を提供するものである。財務諸表の目的を満たす上での基本財務諸表の役割は、企業の財政状態と財務業績の概観を与える情報を提供することである。こうした概観は、主要な利用者にとって次のように有用であるかもしれない。
- (1) 企業の資産、負債、持分、収益、費用、キャッシュ・フロー並びに持分請求権の保有者からの抛却及び持分請求権の保有者への分配に関する不可欠な情報を入手すること。
  - (2) 正味のキャッシュ・インフローを予測し、トレンドを理解するために、企業の過去の財政状態及び財務業績を理解すること。
  - (3) 企業間および報告期間でのハイレベルな比較を実施すること。
  - (4) 利用者が注記の中に追加的な情報を発見することを期待できる関心のある領域を識別すること。
23. 経営者は、個々の表示項目を合算すべきか個別に表示すべきかを決定する際に、項目の相対的な規模や性質だけではなく、表示項目間の類似性又は相違の程度も考慮すべきである。また、ある表示項目に重要性があるかどうかの評価は、各計算書上の個別の表示項目、小計及び合計との相対的な関係だけではなく、各計算書との関係や計算書間についても考慮しなければならない。また、科目表示については、どのような名称が利用者にとって有用な道標となるかについて評価すべきである。
24. 一方、注記には次のような役割が含まれる。
- (1) 基本財務諸表に表示された情報を、更に詳細に説明すること。
  - (2) 基本財務諸表を、財務諸表の目的を満たすために必要な追加的な情報で補足すること。
25. 重要性の概念は基本財務諸表に適用される場合にも注記に適用される場合にも変わるものではないが、注記の役割と基本財務諸表の役割は異なるため、重要性の概念が適用される文脈は異なる。このため、注記における情報に重要性があるか、基本財務諸表の本表と比較して注記にさらに分解が必要かに関して、異なる結論を生

じさせる可能性がある。

#### (完全な1組の財務諸表)

26. IAS 第1号では、情報が重要か否かについて、個別的及び集合的に評価することが要求されている。個々の情報が重要であるかどうかの評価は、個別の情報の評価だけではなく、完全な1組の財務諸表に含まれる他の情報との組合せにより重要性があるかについても考慮されるべきである。たとえば、経営者は、財務諸表において特に重要な事項が十分に目立つよう表示又は開示されているかや、関連する情報との関連性が明確になる方法で表示されているかについても考慮すべきである。
27. 他方で、財務諸表の主要な利用者は、情報を財務諸表よりも幅広い文脈（財務報告書の他の章、産業動向や競合他社動向、全般的な経済情勢）において考慮している。したがって、情報を財務諸表で開示すべきか否か及びどのように開示すべきかの評価は、一般にアクセス可能な情報源から得られる他の情報の利用可能性に影響される場合もある。ただし、一般的にアクセス可能な情報源から情報を得られたとしても、当該情報に重要性がある場合には、企業は IFRS で個別に要求されている情報を財務諸表に開示する義務から解放されるわけではない。

#### (期中報告について)

28. 期中財務報告書にも、年次財務報告書への重要性の適用に関する一般原則と同じものが適用されるが、当該概念が適用される文脈及び目的が異なる。これは、期中財務諸表は、直近の完全な一組の財務諸表についてアップデートを行うことを目的としたものとされているほか、IAS 第34号「期中財務報告」において、期中財務諸表における重要性は（年次データの見直しではなく）期中報告期間の財務データとの関連において評価されると定めているためである。

#### 認識及び測定

29. 本実務記述書案の記述の多くは、財務諸表の表示及び開示に関するものであるが、認識及び測定においても重要性の概念は適用される。

#### (実務上の便法)

30. IFRS は、企業内部における記帳手続について要求事項を定めていない。したがって、経営者によっては、財務報告目的で IFRS に準拠した情報になるための修正を行う事を前提に、棚卸資産の記帳には基準における要求事項を適用しないかもしれない。また、所定の閾値を超える資本的支出だけを資産化し、明らかに重要でない (clearly immaterial) と考えられる小さい金額は費用として認識するという会社内部の方針を有する企業もあるかもしれない。
31. こうした実務が財務諸表に重要な影響を有さず、企業の財務諸表が IFRS に従って

適正に表示されているのであれば、情報が内部的にどのように記録されているかを定めることは IFRS の範囲を超えるものである。

## 脱漏及び誤表示

### (識別された誤表示について)

32. 情報の脱漏 (omission)、謬 (error) 及び他の誤表示 (misstatement) (以下、総称して「誤表示」という。) は、それらが、個別的に又は集合的に、主要な利用者が財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想できる場合には、重要である。経営者は、情報の誤表示が財務諸表にとって重要性があるかどうかを評価すべきである。
33. また、誤表示が重要か否かの評価にあたって、経営者はどの程度正確に測定をし得るかについて考慮すべきである。

### (当期の誤表示)

34. 経営者は、企業の財務諸表の最終公表が承認される前に識別された重要性のある誤表示のすべてについて、修正のコストに関係なく財務諸表を修正すべきである。また、誤表示が重要であるかどうかに関わらず、全ての誤表示を修正することは良い実務と考えられる。しかし、状況によっては、重要性のない誤表示の訂正は過大なコストを生じさせたり、企業の財務諸表の公表を遅らせたりする可能性がある。
35. そのような場合、経営者は、識別されているすべての誤表示を評価して、財務諸表における個々の表示科目、小計又は合計に関して、それらの誤表示に対処しないことにより重要な誤表示が生じて IFRS に準拠しない結果となる可能性があるかどうかを検討すべきであり、財務諸表における誤表示の広がり (誤表示が多くの科目に影響を与えるものか) についても考慮することが必要である。

### (過年度の誤謬)

36. 重要性のある過年度の誤謬については、原則として、財務諸表に表示される比較情報を修正することによって遡及的に訂正することとされている。また、経営者は、過年度の誤謬が当期の財務諸表に重要な誤表示を生じさせる可能性があるか否かについて考慮することも必要であろう。

### (意図的な誤表示)

37. 経営者は、基準のある要求事項を適用しないことの影響が財務諸表に重要な相違を生じさせないと判断する場合、当該要求事項を適用しないという意図的な決定を行うことがある。経営者が特定の表示又は結果を達成するために項目を意図的に誤表示したものでない限り、このような実務上の便法は財務諸表が IFRS に準拠することの妨げとはならない。



38. しかし、経営者が特定の表示又は結果を達成するためにある項目について意図的な誤表示をする場合、当該誤表示には重要性がある。

#### IV. 専門委員会で聞かれた主な意見

39. 2015年11月16日開催の第35回ASAF対応専門委員会で聞かれた主な意見は、次のとおりである。
- (1) 今後、詳細に検討する必要があるが、第一印象としては、実務記述書(案)は、チェック・リスト的に用いられることによって、却って作成者に開示負担を強いることになるリスクがあるのではないか。このような観点から、注記に関する重要性の評価に関する記述についてコメントすべきと考えられる。
  - (2) 実務記述書(案)は、作成者向けのガイダンスとして開発された経緯もあり、利用者に対する役立ちという観点からは限定的であるが、IFRSの中で「重要性」に関する要求事項を一つの文書で体系的に把握できるという点では有用と考えられる。

#### V. ASAF 会議における発言(案)

40. ASAF 会議において、次の発言を行うことを予定している。
- (1) 仮に財務諸表注記の要求事項の定めが、今後、より目的ベースのものに変化していく場合、財務諸表作成者において重要性の概念の適用のあり方に関する考え方を共有することは、極めて重要と考えられる。また、本ガイダンス案は、重要性の概念の適用に関する論点を概ね網羅的に記載していると考えられる。
  - (2) IFRS に準拠して作成される財務諸表について指摘されている開示に関する問題は、重要性の概念の適用を改善するだけでは解消できないと考える。この点については、IASB が今後予定している開示要求の見直しプロジェクトが極めて重要と考えており、当委員会は、当該取組みに期待している。
  - (3) 本公開草案の個別論点については、今後、時間を掛けて検討を行うことを予定しているが、現時点における気付き事項は、次のとおりである。
    - ① 財務諸表の表示及び開示に関する議論のなかで、完全な1組の財務諸表における重要性の判断について、「一般にアクセス可能な情報源から得られる他の情報の利用可能性に影響される場合もある」とされているが、他方で、これを否定する記述もされている。我々は、財務諸表における重要性は完全な1組の財務諸表の中で判断されるべきであり、一般にアクセス可能な

情報源から得られる他の情報の利用可能性に影響されるべきでないと考えているため、この点について明らかにすべきと考えられる。

- ② 注記情報に関する重要性の評価について、財務諸表本表に表示される情報とは異なる文脈で判断されるべきという記載があるが、当該判断が具体的にどのように異なるかについて記述がない。この点について明らかにすることは困難であるものの、例示等を示して関係者の理解を促すことは、基準開発における判断も含め、有用と考えられる。

以 上

本EDで提案されている質問項目

**質問 1—本ガイダンスの形式**

実務記述書は基準ではない。IASB が財務諸表における重要性の概念の適用に関するガイダンスを強制力のない (non-mandatory) 実務記述書の形式で公表した理由は、BC10 項から BC15 項に示している。

- (a) 本ガイダンスは強制力のないガイダンスとして公表すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 実務記述書というのは、重要性の概念の適用に関する強制力のないガイダンスのための適切な形式だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

**質問 2—設例**

本実務記述書 [案] において設例は有用と考えるか。何か追加の設例を含めるべきだと考えるか。その場合、どのようなシナリオを設例で扱うべきか。できるだけ具体的に述べ、そうした設例が企業に有用となる理由を説明されたい。

**質問 3—本実務記述書 [案] の内容**

本実務記述書 [案] は、3 つの主要な領域におけるガイダンスを提案している。

- (a) 重要性の特性
- (b) 財務諸表における情報の表示及び開示に関する決定を行う際の重要性の概念の適用方法
- (c) 情報の脱漏及び誤表示が財務諸表にとって重要性があるのかどうかを評価する方法

また、認識及び測定 of 要求事項を適用する際の重要性の適用に関する短いセクションも含んでいる。

以下についてコメントするとともに、本実務記述書 [案] の改善のための提案があれば示していただきたい。

- (a) 何か追加の内容を本実務記述書に含めるべきだと考えるか。その場合、どのような内容を含めるべきか、また、理由は何か。
- (b) このガイダンスは、ビジネス・会計及び IFRS について合理的なレベルの知識がある財務諸表作成者にとって理解可能で有用なものとなるかと考えるか。そう考えな

い場合、どの項・セクションが不明確あるいは有用でないのか、また、理由は何か。

- (c) 同意しない項・セクションがあるか。その場合、それはどの項・セクションなのか。また、理由は何か。
- (d) いずれかの項・セクションが不必要と考えるか。その場合、それはどの項・セクションなのか。また、理由は何か。
- (e) このガイダンスのいずれかの側面が、回答者の法域又は回答者が財務諸表を提出する法域における重要性に関する法的要求事項と矛盾することになると考えるか。

#### 質問 4—時期

IASB は、本実務記述書を開示原則プロジェクトの最終確定の前に公表する計画である。

IASB は、開示原則プロジェクトに関するディスカッション・ペーパー（2016 年前半に公表予定）に、重要性の定義に関する議論と、その定義を IFRS の中で変更又は明確化する必要があるかどうかの議論を含めることを暫定的に決定している。それでも、IASB は、重要性の適用に関するガイダンスへのニーズに対応するために、実務記述書を現時点で開発することが有用であると考えている。

IASB は、重要性の定義に関する議論や開示原則プロジェクトにおける他のトピックは、本実務記述書の内容に著しく影響を与えないであろうと考えている。それでも、IASB は、開示原則プロジェクトの完成後に、本実務記述書の結果的修正が必要かどうかを検討する。このアプローチに同意するか。

#### 質問 5—その他のコメント

本実務記述書 [案] について他に何かコメントはあるか。質問 4 で述べたように、重要性の定義に関する議論は、開示原則プロジェクトにおけるディスカッション・ペーパーに含める予定なので、IASB は現時点では定義についてのコメントは求めている。

以 上

## 2015年3月ASAF会議における議論

2015年3月に開催されたASAF会議において、重要性の実務記述書(案)がIASBスタッフから提示され、ASAFメンバーによる議論がなされている。同会議において示されたASAFメンバーから示された意見、及び、ASBJによる発言、IASB関係者による発言の概要は、次のとおり。

### ASAFメンバーから示された見解

- (1) 重要性の定義は既に概念フレームワークに記述されているため、実務記述書は全体的にもう少し簡潔にすべきではないか。監査上の重要性に関する記述については、異なる視点を提供することができるようになるため、これを含めるべきと考える。(AOSSG)
- (2) 実務記述書の公表により達成すべき目的を明確にすべきである。また、実務記述書が想定する利用者が明確ではない。例えば、最高財務責任者が重要性について理解するために実務記述書が役立つかどうか不明である。(英国)
- (3) 実務記述書の公表によって対処しようとしている課題について、IASB関係者からも2つの異なる内容が示されている。実務記述書の公表によって、関係者の意思決定のあり方を変えようとしているのか、現行基準で記載されていることへの理解を向上させようとしているのか。意思決定のあり方を変えようとしているのであれば、基準自体を変更すべきではないか。(FASB)
- (4) 重要性の適用に関するガイダンスを示すのであれば、実務記述書ではなく、基準書に含めるべきである。(ドイツ)
- (5) 欧州の各国基準設定主体からは、強制力のないガイダンスとすべきという点、及び、デュー・プロセスを経るべきという点については一致して支持が示された。但し、実務記述書という形式については、違和感がある。(EFRAG)
- (6) 実務記述書案に記載されている小さな金額でも重要性があるかもしれない例示は、チェック・リストとして使用される恐れがある。(英国)
- (7) 重要性の適用方法、及び重要性の適用における判断方法に関する実務的な例示を実務記述書に含めるべきである。また、IFRSでは、重要性について多くの異なる用語が使用されているが、翻訳上、これらの用語の相違を示すことが困難である。このため、実務記述書において、これらの用語の意味を明確にすべきである。(中国)

### ASBJの発言要旨

- (1) 草案において記述された内容の多くは、教育的な性質のものであり、我が国の関係者の多くは、草案の内容から判断すると教育文書がより適した方法であると考えており、実務記述書という形態が適した方法であるとは考えない。教育文書とした場合でも、公開草案の公表が禁止されているわけではなく、公開の協議プロセスを経て、教育文書を公表できると考えられる。このため、利用者が性格を容易に理解できるように、IASB が文書の形態を変更することを再検討することを提案する。
- (2) 提示されている実務記述書（案）は、重要性の概念が意図したとおりに適用されていないという実務上の懸念を明らかにするのに十分に適した内容となっていないのではないか。開示に関する取組みは、当初、多くの重要性のない情報が、重要な情報を覆い隠すという懸念に対応して開始されたと理解している。しかし、現在の実務記述書の内容では、重要でないとは言えない開示項目が開示されていないリスクを軽減するための新たなチェック・リストとして使用される恐れがある。
- (3) したがって、記述や例示が当初の懸念との関係で役立つかどうかの観点から、IASB が実務記述書に何を含めるべきか検討し、メッセージが利用者により明確に伝わるように文書をより簡潔にすることを提案する。このため、我々は、IASB スタッフのペーパーにおいて記述されているような特定の例示を追加することは提案しない。

### **IASB関係者からの発言**

- (1) 実務記述書の目的は、作成者、監査人、規制当局等の行動の変化をもたらし、重要性の理解を向上させることである。（IASB スタッフ）
- (2) 監査人サイドと協議した際には、特段の異論は示されなかったが、本日の議論では、監査人による重要性に関する記述については混乱する可能性があるという見解が示された。（IASB スタッフ）
- (3) ガイダンスの方法として、強制力のないものにすべきという見解が示されたほか、デュー・プロセスを要求することを支持する意見が聞かれた一方、ガイダンスの形態に関しては、教育文書にすべきという見解や基準の一部とすべきという見解を含め、異なる見解が聞かれたと理解した。（IASB スタッフ）
- (4) 実務記述書の内容については、これをより簡潔にすべきという見解があった一方、実務的な例示をもう少し織り込むべきという意見が聞かれたと理解した。（IASB スタッフ）
- (5) 本日の議論において、デュー・プロセスを経るべきという点については見解が一致していたが、どのような形式が良いかについては様々な見解が示されたほか、内容

については実務的な事例を含めるべきという意見や一部の記述について削除すべきという意見が聞かれたと理解した。(IASB スタッフ)

以 上